

○現代日本社会学部 社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修内規

(目的)

第1条 この内規は、現代日本社会学部現代日本社会学科（以下「本学科」という。）において、「社会福祉士国家試験受験資格」取得にかかる履修について、必要な事項を定める。

(社会福祉士国家試験受験資格)

第2条 社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業しなければならない。

(指定科目の履修)

第3条 本学科において指定科目を修めるためには、別表に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

(ソーシャルワーク実習等の履修条件)

第4条 指定科目のうち、ソーシャルワーク実習（以下「実習」という。）Ⅰ及び実習Ⅱについて履修の条件を設ける。ただし、編入学生、転入学生及び転学部生については、これを適用しない。

2 実習Ⅰを履修するには、前年度までのGPAが2.0以上で、社会福祉の原理と政策、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、ソーシャルワークの理論と方法、ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ及びソーシャルワーク演習を修得済又は同時履修であること。

3 実習Ⅱを履修するには、前年度までのGPAが2.0以上で、前項で掲げた科目のほか、ソーシャルワーク実習指導（以下「実習指導」という。）Ⅰ及び実習Ⅰを修得済で、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ及びソーシャルワーク演習（専門）Ⅱを同時履修であること。

4 病院等医療機関で実習Ⅱを行う場合は、前項のほか、保健医療と福祉を修得済又は同時履修でなければならない。

5 実習Ⅰと実習指導Ⅰ、及び実習Ⅱと実習指導Ⅱは同時履修でなければならない。

(実習及び実習指導の履修)

第5条 実習Ⅰ及び実習Ⅱを履修しようとする者は、定められた期間内に、別に定める実習費を納入しなければならない。

2 実習Ⅰにおいては60時間以上、実習Ⅱにおいては180時間以上の配属実習を行わなければならない。

3 実習指導において、正当な理由なく無断で欠席をした場合は実習及び実習指導を放棄したものとみなす。

4 本学科教員で実習を行うことが不適切と判断した場合は、実習の配属あるいは実習を中止することがある。

5 実習及び実習指導の追評価及び再評価は、原則として、認めない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

2 本内規第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生については、従前のおりとする。

表（第3条関係）指定科目

指定科目		時間数	本学開設授業科目	単位	備考
1	医学概論	30	医学概論	2	
2	心理学と心理的支援	30	心理学と心理的支援	2	
3	社会学と社会システム	30	社会学概論	2	
4	社会福祉の原理と政策	60	社会福祉の原理と政策	4	
5	社会福祉調査の基礎	30	社会福祉調査の基礎	2	
6	ソーシャルワークの基盤と専門職	30	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
7	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	30	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2	
8	ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワークの理論と方法	4	
9	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	4	
10	地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉と包括的支援体制	4	
11	福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	2	
12	社会保障	60	社会保障	4	
13	高齢者福祉	30	高齢者福祉	2	
14	障害者福祉	30	障害者福祉	2	
15	児童・家庭福祉	30	児童・家庭福祉	2	
16	貧困に対する支援	30	貧困に対する支援	2	
17	保健医療と福祉	30	保健医療と福祉	2	
18	権利擁護を支える法制度	30	権利擁護を支える法制度	2	
19	刑事司法と福祉	30	刑事司法と福祉	2	
20	ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習	1	
21	ソーシャルワーク演習（専門）	120	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ	2	
			ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ	2	
22	ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2	
23	ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク実習Ⅰ ソーシャルワーク実習Ⅱ	1 (60時間) 4 (180時間)	

○現代日本社会学部 社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修内規

(目的)

第1条 この内規は、現代日本社会学部現代日本社会学科（以下「本学科」という。）において、「社会福祉士国家試験受験資格」取得にかかる履修について、必要な事項を定める。

(社会福祉士国家試験受験資格)

第2条 社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業しなければならない。

(指定科目の履修)

第3条 本学科において指定科目を修めるためには、別表に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

(相談援助実習等の履修条件)

第4条 指定科目のうち、相談援助実習（以下「実習」という。）、相談援助実習指導（以下「実習指導」という。）Ⅰ及び実習指導Ⅱについて履修の条件を設ける。ただし、編入学生、転入学生及び転学部生については、これを適用しない。

2 実習及び実習指導Ⅱを履修するには、前年度までのGPAが2.0以上で、社会福祉原論、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法Ⅰ、相談援助の理論と方法Ⅱ、実習指導Ⅰ及び相談援助演習Ⅰを修得済であること。

3 病院等医療機関で配属実習を行う場合は、前項のほか、医療福祉論を修得済又は同時履修でなければならない。

4 実習及び実習指導Ⅱは同時履修でなければならない。

(実習及び実習指導の履修)

第5条 実習を履修しようとする者は、定められた期間内に、別に定める実習費を納入しなければならない。

2 実習においては、180時間以上の配属実習を行わなければならない。

3 実習指導において、正当な理由なく無断で欠席をした場合は実習及び実習指導を放棄したものとみなす。

4 実習指導において担当教員が配属実習を行うことが不適切と判断した場合は、配属実習を中止することがある。

5 実習及び実習指導の追評価及び再評価は、原則として、認めない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 本内規第4条第2項の規定にかかわらず、平成23年度以前入学生は従前のおりとする。

附 則

- この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 本内規第3条から第5条の規定にかかわらず、平成25年度以前入学生は従前のとおりとする。
- 社会福祉学部社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修内規（平成10年4月1日）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 指定科目

指定科目	単位	本学開設授業科目	単位	備考
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法				
人体の構造と機能及び疾病	2	医学概論	2	※1
心理学理論と心理的支援	2	心理学	2	
社会学理論と社会システム	2	社会学概論	2	
現代社会と福祉	4	社会福祉原論	4	
社会調査の基礎	2	社会調査法	2	
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術				
相談援助の基盤と専門職	4	相談援助の基盤と専門職	4	
相談援助の理論と方法	8	相談援助の理論と方法Ⅰ	4	
		相談援助の理論と方法Ⅱ	4	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術				
地域福祉の理論と方法	4	地域福祉論	4	
福祉行財政と福祉計画	2	福祉行財政と福祉計画	2	
福祉サービスの組織と経営	2	社会福祉経営論	2	
サービスに関する知識				
社会保障	4	社会保障論	4	
高齢者に対する支援と介護保険制度	4	高齢者福祉サービス論	2	
		介護概論	2	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	2	障害者福祉論	2	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	2	児童・家庭福祉論	2	
低所得者に対する支援と生活保護制度	2	公的扶助論	2	
保健医療サービス	2	医療福祉論	2	
就労支援サービス	1	雇用政策	1	※2
権利擁護と成年後見制度	2	権利擁護と成年後見制度	2	
更生保護制度	1	司法福祉論	1	
実習・演習				
相談援助演習	5	相談援助演習Ⅰ	2	
		相談援助演習Ⅱ	2	
		相談援助演習Ⅲ	1	
相談援助実習指導	3	相談援助実習指導Ⅰ	1	
		相談援助実習指導Ⅱ	2	
相談援助実習	4	相談援助実習	4	

※1 医学概論、心理学、社会学概論のうち1科目以上履修すること。

※2 雇用政策、権利擁護と成年後見制度、司法福祉論のうち1科目以上履修すること。

○現代日本社会学部 精神保健福祉士国家試験 受験資格取得に関する履修内規

（目的）

第1条 この内規は、現代日本社会学部現代日本社会学科（以下「本学科」という。）における「精神保健福祉士国家試験受験資格」取得にかかる履修について、必要な事項を定める。

（精神保健福祉士国家試験受験資格）

第2条 精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定した精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業しなければならない。

（指定科目の履修）

第3条 本学科において指定科目を修めるためには、別表に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

（ソーシャルワーク演習等の履修条件）

第4条 ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲを履修するには、精神医学と精神医療Ⅰ、精神医学と精神医療Ⅱ、現代の精神保健の課題と支援Ⅰ、現代の精神保健の課題と支援Ⅱ、ソーシャルワーク実習（以下「実習」という。）Ⅰ及び実習Ⅱを修得済又は同時履修でなければならない。

2 ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ及びソーシャルワーク演習（専門）Ⅴを履修するためには、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲを修得済でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、履修希望者が10名を超えた場合は、学業成績及びその適性を考慮して選考する。

4 実習Ⅲ、ソーシャルワーク実習指導（以下「実習指導」という。）Ⅳ及び実習指導Ⅴは、同時履修でなければならない。

5 実習Ⅲを履修するには、前年度までのGPAが2.0以上で、実習指導Ⅲ及びソーシャルワーク演習（専門）Ⅲを修得済で、ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ及びソーシャルワーク演習（専門）Ⅴを修得済又は同時履修でなければならない。

（実習の履修）

第5条 実習Ⅲを履修しようとする者は、定められた期間内に、別に定める実習費を納入しなければならない。

2 実習Ⅲにおいては、210時間の配属実習を行わなければならない。

3 前項に定める配属実習のうち、60時間については実習Ⅰ及び実習Ⅱの履修を以って読替えることとする。

4 実習Ⅲにおける事前指導において、正当な理由なく無断で欠席した者は、当該科目を放棄したものとみなし、配属実習は中止することとする。

5 本学科教員で実習を行うことが不適切と判断した場合は、実習の配属あるいは実習を中止することがある。

6 実習Ⅲの追評価及び再評価は、原則として、認めない。

（内規の改廃）

第6条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

2 本内規第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、令和2年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

表（第3条関係）指定科目

指定科目		本学開設授業科目	単位	備考
1	医学概論	医学概論	2	
2	心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	2	
3	社会学と社会システム	社会学概論	2	
4	社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策	4	
5	地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制	4	
6	社会保障	社会保障	4	
7	障害者福祉	障害者福祉	2	
8	権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	
9	刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2	
10	社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	2	
11	精神医学と精神医療	精神医学と精神医療Ⅰ	2	
		精神医学と精神医療Ⅱ	2	
12	現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	2	
		現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	2	
13	ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
14	精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	
		精神保健福祉の原理Ⅱ	2	
15	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法	4	
16	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2	
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅲ	2	
17	精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2	
18	精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2	
19	ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	1	
20	ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ	1	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ	1	
		ソーシャルワーク演習（専門）Ⅴ	1	
21	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅳ	1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅴ	1	
22	ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅲ	4 (210時間)	

○現代日本社会学部 精神保健福祉士国家試験 受験資格取得に関する履修内規

（目的）

第1条 この内規は、現代日本社会学部現代日本社会学科（以下「本学科」という。）における「精神保健福祉士国家試験受験資格」取得にかかる履修について、必要な事項を定める。

（精神保健福祉士国家試験受験資格）

第2条 精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定した精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業しなければならない。

（指定科目の履修）

第3条 本学科において指定科目を修めるためには、別表に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

（精神保健福祉援助演習等の履修条件）

第4条 精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰを履修するには、精神医学Ⅰ、精神医学Ⅱ、精神保健学Ⅰ、精神保健学Ⅱ、精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ、精神保健福祉に関する制度とサービスⅡ及び相談援助実習を修得済でなければならない。

2 精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱを履修するためには、精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰを修得済でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、履修希望者が10名を超えた場合は、学業成績及びその適性を考慮して選考する。

4 精神保健福祉援助実習（以下「援助実習」という。）、精神保健福祉援助実習指導（以下「援助実習指導」という。）Ⅱ及び援助実習指導Ⅲは、同時履修でなければならない。

5 援助実習、援助実習指導Ⅱ及び援助実習指導Ⅲを履修するには、前年度までのG P Aが2.0以上であり、かつ援助実習指導Ⅰを修得済で、精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ、精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱを修得済又は同時履修でなければならない。

（援助実習の履修）

第5条 援助実習を履修しようとする者は、定められた期間内に、別に定める実習費を納入しなければならない。

2 援助実習においては、210時間の配属実習を行わなければならない。

3 前項に定める配属実習のうち、30時間については相談援助実習の履修を以って読替えることとする。

4 援助実習における事前指導において、正当な理由なく無断で欠席した者は、当該科目を放棄したものとみなし、配属実習は中止することとする。

5 事前指導において、担当教員が配属実習を行うことが不適切と判断した場合は、配属実習を中止することがある。

6 援助実習の追評価及び再評価は、原則として、認めない。

（内規の改廃）

第6条 この内規の改廃は、全学教授会が行う。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 本内規第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、平成23年度以前入学生は従前のおりとする。

附 則

- この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 本内規第4条第4項の規定にかかわらず、平成23年度以前入学生は従前のおりとする。

附 則

- この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 本内規第3条から第5条の規定にかかわらず、平成25年度以前入学生は従前のおりとする。
- 社会福祉学部精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修内規（平成17年4月1日）は、廃止する。

附 則

- この内規は、平成31年4月1日から施行する。
- 本内規第3条及び第4条の規定については、平成31年度入学者より適用する。

表（第3条関係）指定科目

	指 定 科 目	本学開設授業科目	単 位	備 考
共 通 科 目	人体の構造と機能及び疾病	医学概論	2	※
	心理学理論と心理的支援	心理学	2	※
	社会理論と社会システム	社会学概論	2	※
	現代社会と福祉	社会福祉原論	4	
	地域福祉の理論と方法	地域福祉論	4	
	社会保障	社会保障論	4	
	低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	2	
	福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	2	
	保健医療サービス	医療福祉論	2	
	権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	2	
専 門 科 目	精神疾患とその治療	精神医学Ⅰ	2	
		精神医学Ⅱ	2	
	精神保健の課題と支援	精神保健学Ⅰ	2	
		精神保健学Ⅱ	2	
	精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	相談援助の基盤と専門職	4	
	精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	2	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ	2	
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ	2	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ		2		
精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ		2		
精神保健福祉に関する制度とサービス	精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ	2		
	精神保健福祉に関する制度とサービスⅡ	2		
精神障害者の生活支援システム	精神障害者の生活支援システム	2		
実 習 演 習 科 目	精神保健福祉援助演習（基礎）	相談援助演習Ⅰ	2	
		相談援助演習Ⅱ	2	
		相談援助演習Ⅲ	1	
	精神保健福祉援助演習（専門）	精神保健福祉援助演習（専門）Ⅰ	1 (30時間)	
		精神保健福祉援助演習（専門）Ⅱ	1 (30時間)	
	精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	1 (30時間)	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	1 (30時間)	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	1 (30時間)	
	精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助実習	4 (210時間)	

※心理学、社会学概論及び医学概論のうち1科目以上履修すること。

平成30年度以前入学生適用

(指定科目の履修)

第3条 本学科において指定科目を修めるためには、別表に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 前項に定める科目は、卒業に必要な単位に算入する。

【別表は、当該年度のカリキュラム表を参照のこと】

(精神保健福祉援助演習等の履修条件)

第4条 精神保健福祉援助演習(専門)を履修するには、精神医学、精神保健学、精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ、精神保健福祉に関する制度とサービスⅡ及び相談援助実習を修得済でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、履修希望者が10名を超えた場合は、学業成績及びその適性を考慮して選考する。

3 精神保健福祉援助実習(以下「援助実習」という。)、精神保健福祉援助実習指導(以下「援助実習指導」という。)Ⅱ及び援助実習指導Ⅲは、同時履修でなければならない。

4 援助実習、援助実習指導Ⅱ及び援助実習指導Ⅲを履修するには、前年度までのGPAが2.0以上であり、かつ援助実習指導Ⅰを修得済で、精神保健福祉援助演習(専門)を修得済又は同時履修でなければならない。